

平成28年（2016年）4月4日
総務部人事課コンプライアンス推進室
（室長）宮下克彦（担当）清沢浩志
電話：026-235-7031（直通）
026-232-0111（代表）内線2033
FAX：026-235-7395
E-mail：compliance@pref.nagano.lg.jp

資料2

平成28年度コンプライアンス推進の取組について

平成28年4月
人事課コンプライアンス推進室

1 平成28年度コンプライアンス推進取組方針

2月に示した平成28年度コンプライアンス推進取組方針に沿って、意識改革、組織風土改革及びしごと改革を連携させ一体的に推進していく。

2 部局等コンプライアンス委員会について

（1）実施事項等

- ① 行政経営理念の徹底
- ② 問題事案の共有と必要な対策などリスクマネジメント（迅速な不祥事対応）の検討
- ③ コンプライアンスに係る検討結果等を政策会議へ提出
なお、組織内の職員の意見を十分反映するよう留意する。

（2）委員会の構成

- ① 委員会は、部局ごとに部課長及び現地機関の長の代表数名を委員として組織する。
- ② 地方事務所は所課長を委員として組織する。

（3）部局コンプライアンス委員会の検討内容などは、定期的に政策会議に報告・提案し、大久保コンプライアンス推進参与の意見も踏まえ対応の検討に活かし共有していく。

3 統一コンプライアンステーマについて

- （1）全庁的に取組むコンプライアンス関係のテーマとして、毎月実践するテーマを決めて、職員にも県民にもわかりやすく、確実に変えることを選んで実行していく。
- （2）テーマは行政経営理念の価値観・行動の指針（バリュー）の中から選定して実践し、分析検討を行う。例えば、4～5月は「県民起点で真摯に行動します」を統一テーマとするなど。

4 全庁一斉棚卸しの実施によるルールの見直しについて

- （1）新たな職員体制が定着した時期に、1週間程度の期間を定めて実施を検討
- （2）各部局コンプライアンス委員会でそれに向けて問題点を洗い出していく。
- （3）対策の検討を行い、政策会議に報告し、実施事項を決定する。